

南富良野町イトウ保護管理条例の概要説明

(条項の中で主要な箇所を抜粋)

(目的) 第1条

この条例は、かなやま湖及び空知川水系に生息するイトウが、町民の豊かな生活に欠かすことのできない、町の多様な自然の象徴的存在であり、かつ、釣魚や観光等における貴重な価値を有することにかんがみ、町及び町民等が一体となって、イトウの適正な保護管理を図り、これを町民共有の財産として次代に継承し、もって町内の生物多様性の保全及び活力ある水と緑豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的としています。

(定義) 第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) かなやま湖及び空知川水系 金山ダムより上流のかなやま湖及び町内空知川水系全域(全ての支流及び分流を含む。)をいう。
- (2) 釣魚や観光等 釣魚、観光、学術研究及び環境教育をいう。
- (3) 町民等 町民、滞在者、旅行者及び事業者をいう。
- (4) 採捕 水生動物の生きている個体の捕獲及び水生動物の生きている卵の採取をいう。

(責務) 第3条

- 1 町は、イトウの分布状況及び生息状況の把握に努め、町及び町民等は、必要に応じて互いに連携を図り、及び協働し、イトウの適正な保護管理が図られるよう努めなければならない。
- 2 町及び町民等は、イトウの生息に影響を及ぼすと認められる事業の実施に当たっては、イトウ及びその生息環境の保護に配慮しなければならない。

(保護区の指定等) 第4条・(保護区における採捕自粛) 第5条

第4条

- 1 町長は、イトウの保護管理を図るため必要があると認めるときは、その生息地であって、分布状況及び生態その他生息状況を勘案してイトウ保護のため重要と認める区域を、イトウ保護区として指定することができる。
- 2 指定は、水生動物の採捕自粛区域、採捕自粛期間及び採捕自粛対象種を定めてするものとする。
- 3 指定をしようとするときは、あらかじめ、第10条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 指定をするときは、規則で定める方法によりその旨を告示しなければならない。
- 5 指定は、告示によってその効力を生じる。
- 6 イトウ保護区に係るイトウの生息状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないとき、指定を解除することができる。

第5条

町長は、町民等に対し、イトウ保護区の区域内では、定められた期間において、定められた水生動物の対象種の採捕を自粛するよう要請するものとする。

絶滅危惧種「イトウ」をみんなで守り・共生しましょう！ 南富良野町イトウ保護管理条例



イトウの稚魚

絶滅危惧種のサケ科である希少淡水魚「イトウ」は、環境省で定めているレッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)に掲載されている水生動物であり、絶滅危険度が2番目に高い、B(EN)に指定されていますが、北海道の淡水魚を代表する遊漁対象種でもあることから、法的な保護措置はほとんどされていません。

町内かなやま湖および空知川水系に生息しているイトウは、昔から私たち町民の豊かな生活に欠かすことのできない、町の多様な自然の象徴的存在であるとともに、昭和42年に竣工しました金山ダムにより、限られた地域で世代交代を繰り返すという特異的な生息をし、釣りや観光などにとっても貴重な価値を有しています。

町では、これまでイトウの保護対策として、北海道に対し、イトウの資源保護を目的としたイトウの産卵期禁漁措置を北海道内水面漁場管理委員会の委員会指示として、平成11年から平成20年まで禁漁措置をしていただくよう要請をしながら保護に対する啓発活動を行ってきました。その結果、漁業法に基づく北海道内水面漁場管理委員会指示も平成20年まで行われてきました。町としては、その後のイトウの保護管理対策として、北海道との協議により平成21年以降、イトウの種の保存対策として特に有効と考えられます産卵期や冬期間におけるイトウの越冬個体を守るため、町民や遊漁を楽しむ皆様が自主的に大切な資源イトウを次代に残していくことを目的とした、「南富良野町イトウ保護管理条例」を3月定例議会で制定しました。

この条例は、イトウが遊漁対象種であることから、法律の定めるところにより、町条例として採捕の禁止など強制的な規制は出来ませんが、イトウを保護するため、大切な産卵期や越冬個体の保護などを目的とする内容の条例を定めたものです。

